

「いわき市公共施設等における受動喫煙防止対策に関する方針(案)」に係る市民意見の内容及び意見に対する市の考え方

No.	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>受動喫煙対策に関する指針に対するパブリックコメントです。 中々踏み込んだ内容及び第点と思います。取り敢えずこれより甘くならない型で取りまとめていただきたいです。</p> <p>ただし、改正法が定める十分な受動喫煙防止対策の例(屋内に設置する場合)において「専用喫煙室の出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、毎秒0.2m以上であること。」とされていますが、現実人は毎秒0.4m以上で移動するため、入り口で必ず人の動きの後ろの気流が非喫煙エリアに相当の量が流れていきます。</p> <p>つまり、この喫煙所近くに小児、老人、健康弱者のいる可能性のある下記の施設においては受動喫煙が、かなり起きることが予測されます。喫煙所を屋内に作ることなく、屋内禁煙をしっかりと実施していただきたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわき新舞子ハイツ(平下高久) ・遠野オートキャンプ場(遠野町入遠野) ・田人おふくろの宿(田人町旅人) ・いわきの里鬼ヶ城(川前町上桶売) 	<p>貴重な御意見として、公共施設等における受動喫煙防止対策の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>先日提案された案を拝見させて頂きました。 市として受動喫煙防止対策をより具体的に表しており大変有意義な事と思います。</p> <p>そもそも喫煙が健康に及ぼす悪影響が十分公表されている現在、喫煙という、私から見れば一種の犯罪行為とも思える事に、市として毅然たる態度を表明すべき時代かと思えます。</p> <p>喫煙者の権利を守らざるとすれば受動喫煙の被害が絶対出ない施設の中でのみ喫煙するようにすれば良いわけで、すくなくともこれからの世界をしょって立つ子供たちや妊婦、健康弱者に望まない受動喫煙の被害から守るのが、喫煙者、非喫煙者双方の大人の責任かと思えます。</p> <p>今回の方針(案)から更に細かく対策が出ることを期待しております。</p>	<p>貴重な御意見として、公共施設等における受動喫煙防止対策の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>基本的には公共施設の敷地内では、禁煙することが原則と思います。 乳幼児や病人ばかりで無く、成人でも副煙流は健康に害を及ぼすことが知られており、非喫煙者にとっては、たばこの臭いでも頭痛や嘔気を催すことがあります。</p> <p>屋内喫煙所を設けても、完全に煙を遮断することは困難と思われれます。 公共施設等では禁煙が望ましい考えます。</p>	<p>貴重な御意見として、公共施設等における受動喫煙防止対策の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>私の両親は喫煙者でした。 子供の頃、親が煙草を吸うと、私は息が吸えなくなるような苦しさに襲われていたことを今でも鮮明に覚えています。</p> <p>大人になり、妊娠中のつわりのひどい時期には、心無い人のタバコの煙で、その場で気分が悪くなり吐いてしまったことも何度もあります。</p> <p>そして今、孫を連れて歩いているときにタバコの臭いがすると、恐怖を覚え、ハンカチで孫の口を押え、抱きかかえ走ってその場を去ります。</p> <p>子供は文句を言えません。タバコの被害をもらって受けてしまいます。社会がこの子供を守らなければいけないと思えます。受動喫煙は健康被害だけでなく、心にも深く傷をつけていきます。</p> <p>公共施設が敷地内禁煙になることで私たちもやっと安心できます。</p>	<p>貴重な御意見として、公共施設等における受動喫煙防止対策の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>県外より失礼いたします。</p> <p>いわき市健康元年として受動喫煙防止が進む事、健康増進法より禁煙の施設が増える事をとても嬉しく思います。</p> <p>更に長期的・根本的には、卒煙啓発と喫煙率低下、タバコ税収に頼らない財政作りを進めていただきたいです。</p> <p>タバコは嗜好品では無くドラッグです。吸う事で生じるニコチン依存症を次の一本で補う事を永遠に続けるだけの、全く無用な物です。喫煙あるところ必ず受動喫煙もあり、完全な分煙は不可能です。</p> <p>現在の法令では防げない近隣住宅からの受動喫煙や三次喫煙もあります。喫煙所にはJTによる依存性を隠すためのマナー広告が溢れており、卒煙へのメッセージはなかなか伝わりません。</p> <p>日本が屋内禁煙以上に遅れているのは、依存性の啓発・広告の禁止・タバコ会社の実態への認識といった分野です。そのためにはタバコ税収からの脱出が第一です。</p> <p>そのような自治体が増える事を心より期待しております。</p>	<p>貴重な御意見として、公共施設等における受動喫煙防止対策の参考とさせていただきます。</p>

「いわき市公共施設等における受動喫煙防止対策に関する方針(案)」に係る市民意見の内容及び意見に対する市の考え方

No.	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
6	<p>この度の英断を高く評価しております。 学校は当然敷地内禁煙だと思いますが、門扉一つ挟めば喫煙できるような意味がないと思います。 タバコ臭い=受動喫煙です。 いわき市も基本的に屋外も特定喫煙場所以外は禁煙にすべきだと思います。</p>	<p>貴重な御意見として、公共施設等における受動喫煙防止対策の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>いわき市受動喫煙対策に関する方針の資料を拝読しました。 歯科医師、歯周病専門医の立場からも本対策に賛成します。 特に歯周病に対して喫煙は最大のリスクファクターとなっており、喫煙者は非喫煙者に比べ、歯周病の罹患率が高く、より進行しやすく、治りにくいことが日本歯周病学会のポジションペーパーとして報告されており、日常臨床においてもそのように実感しております。 歯周病のリスクを減らし、機能する残存歯数を増やしていくことが咀嚼機能を高め、健康寿命を延ばすためにも重要です。 また受動喫煙に関しても、喫煙者と同居する家族に副流煙の影響と思われる口腔内への影響が認められることが少なくありません。 健康は食から始まり、それを支える口腔機能を健康に保つためには禁煙は必須です。 今後は公共機関だけでなく、非喫煙者が快適に安心して食事を楽しめるよう、飲食店等においても段階的に禁煙にしていくことを望みます。 反対意見も相当でとてくるかと思いますが、市民が安心、快適に生活できる健康な都市に導くためにもこの取り組みを進めていただけると幸いです。 喫煙者を減らしていくためには新たな喫煙者を出さないよう、小中高からの禁煙教育などのアプローチも必要であると考えています。</p>	<p>貴重な御意見として、本市の受動喫煙防止対策の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>第2種施設も多くが敷地内禁煙であることに賛同する。その上で1点意見する。 6ページ、改正法が定める十分な受動喫煙防止対策の例について、屋外の場合も例示されたい。コンテナ型や四方を高さ3メートルのパーティションで囲み出入口を2重のクランクにする等、健発1109第6号の内容を例示するのが妥当と考える。 間違っても出入口付近や自販機等の非喫煙者も利用する場所の周辺に置いてはいけない。健発0122第1号の第1の4にある『喫煙場所を設ける場合には施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しないこと』に反する。</p>	<p>除外施設において屋外に喫煙場所を設置する場合には、改正健康増進法の趣旨や関係法令等を踏まえ、適切に対応していく考えであり、貴重な御意見として、参考とさせていただきます。</p>
9	<p>貴市は友人のご両親の出身地でもあり、かつて福島に赴任していた時にお世話になった方も市民であり、浅からぬご縁があります。貴市が誰もが安心して暮らせ、皆さんがぜひ行ってみたいと思う自治体になるよう、市外居住者ですが意見を申し述べます。 (意見)・改正健康増進法の規制内容を上回る対策を講じる、貴市の指針に賛成します。 ・3(4)イ 適用除外場所として、旅館やホテル等の宿泊施設の客室(個室に限る)が挙げられていますが、受動喫煙防止・出火防止の観点から、宿泊施設を適用除外場所とせず、宿泊施設は屋内禁煙にするよう要望します。旅館やホテルはたとえ客室が個室であっても廊下等でつながっており、客室の出入りに際に環境タバコ煙が流出します。宿泊施設には、特に配慮が必要とされた子供や患者の宿泊も当然ながらあることを踏まえ、客室が共用部分でつながっている場合、受動喫煙は必ず生じます。従業員の受動喫煙も避けられず、喫煙客室では清掃の際に従業員を三次喫煙に曝します。また、ホテルニュージャパンの火災のように、タバコによる出火で大惨事を招きかねません。 ・5(5) 除外施設に中央卸売市場・公設地方卸売市場が含まれていますが、生鮮食品を扱う場所であることから、イベントや見学等で子供の参加もあることから、敷地内を禁煙にするよう要望します。市場関係者が喫煙後に、毛髪や衣類にタバコ由来の有害物質を付着させたまま(三次喫煙)生鮮食品の取り扱いをすることは、衛生的ではありません。貴市市場における出荷品を衛生管理で誇れる商品にするには、食品を取り扱う場では禁煙にし、他市場との差異化を図ることでいわきブランドの需要が高まることと思います。 ・屋外に喫煙所を設ける予定の施設でも、完全に受動喫煙を防げる設置場所がない場合は、早い段階での喫煙所設置取りやめを希望します。利用者だけでなく、職員や清掃員の労働安全衛生の観点からも、受動喫煙が生じないような対策を切に望みます。</p>	<p>除外施設において屋外に喫煙場所を設置する場合には、改正健康増進法の趣旨や関係法令等を踏まえ、適切に対応していく考えであり、貴重な御意見として、参考とさせていただきます。</p>

「いわき市公共施設等における受動喫煙防止対策に関する方針(案)」に係る市民意見の内容及び意見に対する市の考え方

No.	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
10	<p>改正法と市の方針の比較を見ても、第一種施設、第二種施設ともに改正健康増進法の規制内容を上回る対策を講じており、実施されることを心から望んでおります。</p> <p>除外施設に入っているいわき新舞子ハイツは、周囲に人工芝サッカー場や野球場があり、子供達のスポーツ合宿にも多く利用される施設です。「望まない受動喫煙」や「子供への健康影響」に配慮するという点から、この施設は除外せず、敷地内禁煙にはなりませんか？</p> <p>よろしくお願い致します。</p>	<p>除外施設において屋外に喫煙場所を設置する場合には、改正健康増進法の趣旨を踏まえ、適切に対応していく考えであり、貴重な御意見として、参考とさせていただきます。</p>
11	<p>貴県貴市には知人・友人もおり、会議や観光を含め訪れる機会もあり、来年11月には貴県で日本禁煙学会・学術総会が挙げて参りますし、また受動喫煙防止と禁煙推進に関わっている立場からも、意見・提案をお送りします。</p> <p>1. 3 改正健康増進法の概要 (1) 基本的な考え方 ア「望まない受動喫煙」をなくすとありますが、本来的には「望まない」は使うべきでない表現です。「望まない」は不要ですし、公衆衛生及び医科学の観点からして間違った表現です。「受動喫煙」だけで充分です。</p> <p>2. 「本市においても、次のとおり改正健康増進法の規制内容を上回る対策を講じることとします。」は素晴らしいことで賛同いたしますが、「方針」でこれが担保出来るのでしょうか？「条例」としないことには、実効性が削がれかねないように思うのですが、大丈夫でしょうか？</p> <p>3. 第一種施設に静岡県受動喫煙防止条例施行規則 http://www2.pref.shizuoka.jp/all/shingi.nsf/seikei_sosiki/2E97FF699CC40CD049258399000D6AD3/\$FILE/jyudoukitsuensekokuisokuhoka.pdf の第3条に掲げる施設を、貴市でも含めていただいてはどうでしょうか。</p> <p>4. 第二種施設に、公共的施設として以下も含めていただいてはどうでしょうか。 公衆浴場、理容店・美容店、展示場、貸し会議室等、動物園、植物園、遊園地(あれば)、国・裁判所及関連の出先施設(あれば)(名古屋高裁管内6県の全裁判所施設が全面禁煙へ、と報じられています)</p> <p>5. 本パブコメに直接関係しませんが、埼玉県は、たばこ税で「健康づくり基金」を新設しました。たばこ税収入額の5%相当額を積み立て、健康づくりの施策に活用することと、貴市も是非にご検討ください。</p>	<p>貴重な御意見として、本市の受動喫煙防止対策の参考とさせていただきます。</p>
12	<p>いわき市には、昨年30億円ものたばこ税が入っていると聞きました。貴重な自主財源です。</p> <p>敷地内を禁煙にして、やみくもに喫煙者を追い出しても、敷地の周りのポイ捨てたばこは誰が掃除しますか？</p> <p>ならば、キッチンと喫煙場所を確保して、お互いに迷惑のかからない場所を確保してはどうですか？</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。</p> <p>本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>

「いわき市公共施設等における受動喫煙防止対策に関する方針(案)」に係る市民意見の内容及び意見に対する市の考え方

No.	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
13	<p>いわき市には、30億円近いたばこ税が入っていると聞きます。最近、敷地内禁煙する施設が増えていますが、路上で喫煙する方が見られます。その吸殻はどうなるでしょう。迷惑のかからない場所に喫煙所を設置すべきだと思います。</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。</p> <p>本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>
14	<p>私は、たばこが大嫌いです。煙がどこからスーッと流れてきただけでむせてしまいます。だから基本的には受動喫煙対策には賛成です。しかし、考えてもみてください。</p> <p>大義名分の名のもとに、自分達に都合の悪いことは他人にも強制的に従わせることは、住み良いいわき市を目標にしている市の方針に叶うのでしょうか。両方とも良いというのは難しいとは思いますが、煙草の販売が禁止されているわけではありませんので、吸うところを作ってあげることが一番いいと思います。</p> <p>禁止すれば解決するかといえばそうではありません。街中を歩いてみるとわかります。バス停、自販機の前、公園のベンチ、駐車場、少し立ち止まれるような角地等々、吸殻が散乱しています。(要するに歩きタバコ。)</p> <p>禁じて吸う人は吸うのですから吸える場所をどうぞ提供してあげてください。</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。</p> <p>本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>
15	<p>いわき市には、昨年30億円ものたばこ税が入っています。貴重な財源です。敷地内禁煙にして喫煙者を追い出すのではなく、迷惑のかからない場所に喫煙所を設置すべきです！！</p> <p>他県では、行政庁舎は敷地内に喫煙所を整備しているところが多いと聞いています。</p> <p>いきなり庁舎施設の喫煙所を無くし、敷地外まで禁煙は反対です！</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。</p> <p>本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>

「いわき市公共施設等における受動喫煙防止対策に関する方針(案)」に係る市民意見の内容及び意見に対する市の考え方

No.	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
16	<p>受動喫煙防止について、各公共施設においては、喫煙室を設けるなど対策すべきだと思います。</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。</p> <p>本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>
17	<p>平成30年にいわき市には27億円(27億9,312万円)ものたばこ税が入っているとの事です。貴重な財源だと思います。 愛煙家の皆様が肩身の狭い思いで喫煙している現状です。 各施設に喫煙できる場所を整備すべきだと思います。</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。</p> <p>本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>
18	<p>いわき市には、昨年30億円ものたばこ税が入ったと聞きました。貴重な財源です。 敷地内に迷惑のかからない場所に設置すべきです。</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。</p> <p>本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>

「いわき市公共施設等における受動喫煙防止対策に関する方針(案)」に係る市民意見の内容及び意見に対する市の考え方

No.	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
19	<p>私は平たばこ販売協同組合の一会員です。 今回の愛煙家にとってはとてもつらいことだと思います。今までは、喫煙室まで設けていただきとても感謝していました。 私たち会員も、市役所との協同事業の一環として、競輪ポスターやカレンダーの配布に協力し、また、たばこ税も30億円近い全額を市税として納入しています。 室内がだめならせめて敷地内に喫煙所を設け、愛煙家の利便性もはかっていただきたいと思います。 私たちも一生懸命市税が少しでもいわき市に納入できるよう頑張りますので、よろしく願います。</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。 本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>
20	<p>私は、いわき市庁舎及び雌雄施設の敷地内禁煙とする計画に反対です。 改正健康増進法の施行のもと、喫煙者を追い出すのではなく、喫煙者のために喫煙所を設置すべきです。</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。 本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>
21	<p>いわき市には、昨年30億円ものたばこ税が入っていると聞きました。貴重な財源です。 敷地内禁煙にして喫煙者を追い出すのではなく、迷惑のかからない場所に喫煙所を設置すべきです。</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。 本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>

「いわき市公共施設等における受動喫煙防止対策に関する方針(案)」に係る市民意見の内容及び意見に対する市の考え方

No.	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
22	<p>たばこに関するルールが厳しくなると聞いてメールしました。 私は週に1回市民会館でお稽古事に参加しています。 市民会館にいる時間も長いので、市民会館のどこでも吸えなくなると大変困ります。 どこか喫茶店に行くにもお稽古の休憩ではいけませんし、何とか喫煙所を残してもらえないでしょうか。 一緒にお稽古を習っているお友達も一緒にタバコを吸ったりしてみんなで困っています。 夫も体育館に行ったりするので吸えなくなると不便だと申しました。 今利用している人がいるのに、いきなり喫煙所を撤去するのは横暴だとも思います。 問題があるなら修理するとか、別の場所に移すとかやれることあると思います。 市民会館などはぜひ喫煙所を残してください。</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。 本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>
23	<p>いわき市にどれだけのたばこ税が納められていると思いますか。年間30億円です。 一口に30億円と言いますが、たばこ愛煙家の皆様のおかげだと思います。 健康増進法で敷地内まで禁煙にするのは不公平ではないでしょうか。人は皆平等であるべきなのに、たばこを吸うというだけで敷地には入れないというのは、おかしいと思います。喫煙所は設置すべきだと思います。 たばこを吸うと皆病気の原因になると言われますが、先日のテレビで90歳を過ぎた医者が診療の後、おいしそうにたばこを吸っていました。 けむたがらないでもう少したばこにも理解をしてください。</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。 本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>
24	<p>いわき市には、昨年約30億円ものたばこ税が入っていると聞きました。貴重ないわきの財源だと思います。 いきなり庁舎の喫煙所を無くすのではなく、迷惑のかからない場所に喫煙所を設置すべきだと思います。</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。 本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>

「いわき市公共施設等における受動喫煙防止対策に関する方針(案)」に係る市民意見の内容及び意見に対する市の考え方

No.	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
25	<p>現在、市民の方々を対象にパブリックコメントが募集されていると、いわき在住の友人から聞き及びました。私は東京居住であり、対象外であろうとは承知しておりますが、一言申し上げたくメールをお送りする次第です。</p> <p>友人は喫煙者で、市役所に所用でよく参ります。友人も申しておりましたが、市役所はたばこを吸う吸わないに関わらず一般の方々もよく立ち寄る場所であり、そのような中で、屋外含めて全面的に禁煙というのは行き過ぎではないでしょうか。「望まない受動喫煙」を防止するという今回の方針については私も賛同しますが、喫煙できる場所をきちんと設定し、望まない人が立ち寄らないようにさえすれば、方針の目的にも合致すると同時に、喫煙者の方々も一息つくことができると思います。</p> <p>東京では屋外での喫煙がかなり制限されており、そのような中で屋内にも厳しい制限がかかります。このような状況はいずれ問題しか生まれないと思います。</p> <p>いわき市におかれては、様々な立場の方々が必要とする方策を考えていただきますよう、切に希望しております。</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。</p> <p>本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>
26	<p>今般示された貴市の対策案について、意見をお伝えします。</p> <p>どうぞ、ご検討、ご変更頂けますよう、切に宜しく申し上げます。</p> <p>意見1) 市役所本庁舎等に、吸わない方に迷惑にならないよう、動線を外した場所に喫煙場所を設けるべき</p> <p>意見2) すべての公園を一律に禁煙をするのは過度であり、動線を外せることが出来る公園については、喫煙場所を設けるべき</p> <p>意見3) 案の決定については、結論ありきではなく、市議会、市民意見を踏まえ、慎重に判断するべき</p> <p>福島市、郡山市等の県下他自治体にならぬ、市役所本庁舎の敷地内を全面禁煙にすべく、対策が検討されておりますが、改正健康増進法の趣旨に基づき、動線から外れた場所での喫煙場所設置は行うべきです。</p> <p>市役所で従事される職員の方は勿論のこと、庁舎には多数の方が来庁され、手続き内容によっては、相当の待ち時間を要するものもごございます。</p> <p>敷地内を禁煙することによって、「自分の庭さえ、問題を無くすればよい」という発想は危険であり、禁煙にした施設周辺では、迷惑喫煙が横行し、逆に問題が噴出することが安に想定されます。</p> <p>また公園についても然りです。子供を受動喫煙から防止したいという趣旨は理解できますが、公園はたばこを吸うお年寄りの憩いの場にもなっており、決して子供だけが利用する施設ではございません。</p> <p>実効性のない、形だけのルール作りに邁進されることなく、可能な限り吸わない方に迷惑がかからない形で喫煙場所を整備し、望まない受動喫煙を防止することが重要ではないでしょうか？</p> <p>以上、ご検討、修正の程、宜しく申し上げます。</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。</p> <p>本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>
27	<p>最近、敷地内を禁煙にする施設が増えています。喫煙するのに路上に出て喫煙することで、他の歩行者に対する迷惑な行為になります。</p> <p>迷惑のかからない場所に喫煙所を設置すべきです。</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。</p> <p>本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>

「いわき市公共施設等における受動喫煙防止対策に関する方針(案)」に係る市民意見の内容及び意見に対する市の考え方

No.	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
28	<p>最近、敷地内禁煙とする施設が増えてきていますが、路上に出て喫煙することで歩行者に対する迷惑な行為です。 各施設に喫煙できる場所を整備するべきと考えます。</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。</p> <p>本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>
29	<p>いわき市では、多額のたばこ税が入っていると聞きました。(昨年度、約28億円) これは、喫煙者あつての税収です。喫煙者はたばこを購入する際にきちんと税金を支払っています。 それなのに敷地内禁煙では、ますます肩身が狭くなってしまう。また、敷地の外に出るといふことは、路上に出て喫煙することとなり、通行人に迷惑をかける他、大変見苦しさを感じる行為です。 各施設内や敷地内の迷惑のかからない場所に喫煙所を設けるべきだと思います。 最近では、レストラン棟の施設でも分煙から禁煙になっていますが、分煙している段階で一度も不快な思いをしたことが無く、匂いも感じる事がなかったのに、禁煙にする必要があつたのかと疑問に感じてしまいました。 私は非喫煙者ですが、喫煙者にもう少し親切に寄り添ってあげてもいいのではないのでしょうか。</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。</p> <p>本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>
30	<p>嗜好品まで法律でしぼるのは好ましくない。 このような例を作つて認めていると拡大され、国に常にコントロールされるのが大変危険な感じがする。 特に受動喫煙については、公共の施設の敷地内まで禁煙は納得がいかない。誰もいない敷地の外れで吸つても駄目だということだ。たばこを吸う人の権利も有ると思います。また、吸わない人の権利も認め合いながら進めたらよいかと思います。健康とたばこの害については、個人差もあり、一概に一方向的に悪いと決めつけはならないと思う。何しろ嗜好品を法律と条文で決めるな、アメリカの禁止法と似たような結果になるかも。</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。</p> <p>本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>

「いわき市公共施設等における受動喫煙防止対策に関する方針(案)」に係る市民意見の内容及び意見に対する市の考え方

No.	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
31	<p>受動喫煙対策をするのは賛成ですが、屋外の対応について厳しすぎると思っています。</p> <p>公園について、お子さんに配慮するのは必要だと思いますが、時間帯や広さなどを考慮すると、一律で禁止しなくてもいいのではないかと思います。</p> <p>ご検討よろしくお願ひします。</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。</p> <p>本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>
32	<p>近年、オリパラを契機として受動喫煙を防止しなければという風潮がすごいです。</p> <p>私自身、受動喫煙を防止することは大切なことであると感じつつも、行き過ぎたものや時代の流れだから条例をという理由での制定には反対です。</p> <p>特に、オリパラを契機とした他自治体でもやっているからいわき市もやりますっていうのは、自治体の主体性を全く感じません。</p> <p>健康増進法が間もなく施行されようとする中、本来いわき市がやるべき事は、いかに正しく周知するか、事業者や市民に理解していただくかを考えるべきだと思います。</p> <p>本当にいわき市として今やるべきことがこの対策なのか理解できませんし、他自治体がやっているからやるというのは理由にならないと思います。</p> <p>規制をするのであれば、なぜ国よりも厳しくするのか、明確な理由がなければならぬのではないのでしょうか？</p> <p>何ら理由もないまま、やりやすいところからやろうとしている行政の姿勢に疑問を感じます。</p> <p>したがって今回検討されているいわき市の受動喫煙条例には反対です。</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。</p> <p>本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>
33	<p>受動喫煙防止に関する方針について拝見させて頂きましたが、来年から健康増進法が変わるタイミングで今市がそれ以外のルールを作る必要があるのでしょうか。</p> <p>私は良さはこの湯を利用した際に喫煙所を使いますが、喫煙所では多くの方がたばこを吸っています。喫煙所でのコミュニケーションも楽しみのひとつです。周りの人への配慮が出来れば禁煙にする必要はないのでしょうか。</p> <p>学校や病院を禁煙にするのは良いと思いますが、公共の場を全て禁煙にするのはやりすぎだと思います。</p> <p>公共施設にはたばこ税も使われていると思いますので、そのことを良く考えた上で検討頂きたいと思ひます。</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。</p> <p>本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>

「いわき市公共施設等における受動喫煙防止対策に関する方針(案)」に係る市民意見の内容及び意見に対する市の考え方

No.	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
34	<p>敷地禁煙は、反対です。(朝、夕だけの4~5人の楽しみです。)</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。</p> <p>本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>
35	<p>結論として、いわき市の方針として、改正健康増進法の内容を上回る方針を掲げることは反対です。</p> <p>私はたばこを吸う一市民です。</p> <p>改正健康増進法は、望まない受動喫煙を防ぐために各施設毎に専用室を作り、きちんと分煙を推進されていくものだと認識しています。</p> <p>また、現時点で、改正健康増進法自体、全てが施行されているわけではない中、いわき市が独自で施設の細分化を図り、喫煙室を設置しない等の対策を図る合理的な考え方が示されていないと考えます。なぜ、いわき市で法を上回る対策が必要なのでしょう？きちんと市民へ理解できるよう丁寧な説明を求めます。</p> <p>子供が利用する学校等で対策を進めることは理解できます。</p> <p>一方で、私のような喫煙者含めて様々な方が利用する市役所や各施設で、禁煙のみを推進し、ほぼ喫煙場所を作らないような方針には断固反対です。喫煙者からのたばこ税だけは徴収して財源としつつ、権利を侵害している、非合理的な対策と考えます。施設の事業者毎に禁煙か喫煙か、分煙にするのかは選択できる自由を認めた上で、各自が判断していく体制とすることが公平であり必要だと考えます。</p> <p>今一度、ご再考ください。</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。</p> <p>本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>
36	<p>健康増進法の一部改正のため、また、いわき市の健康指数がワーストNo.1のためとか理由は様々ですが、これほどスピーディーにいわき市庁舎及び有施設を禁煙とする計画はあまりに横暴です。</p> <p>市民は平等であるべきです。吸っている人に対してこれほどの差別はありません。</p> <p>市民一人一人に問いかけて事を進めてください。</p> <p>他の市と競争してはいけません。</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。</p> <p>本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>

「いわき市公共施設等における受動喫煙防止対策に関する方針(案)」に係る市民意見の内容及び意見に対する市の考え方

No.	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
37	<p>私は貴市の方針に反対いたします。 概要に記載の通り、これから正に法律による対策がなされるところ、貴市独自のルールを定めることに理解できません。 市役所をはじめとした公共施設を一切禁煙にする事で、路上など施設周辺での喫煙が増える懸念があり、その方がむしろ問題だと考えます。</p>	<p>改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。</p> <p>本市では、本年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の受動喫煙による健康被害を防止するとともに、さらなる健康増進を図るため、除外施設以外の公共施設等には喫煙場所は設置せず、敷地内禁煙とすることとしており、施設を利用される皆様に、本市の受動喫煙防止対策の趣旨等を御理解いただけるよう、ポスター掲示等を行うなど、適切に対応して参りたいと考えております。</p>